

置き薬協会、配置販売業協会より厚労省への要望書 既存配置従事者「一定水準研修」適正実施化と 登録販売者研修と同一の第三者による外部委託講習等を

発行：日本置き薬協会 事務局

（一社）日本置き薬協会（代表・有馬純雄）と（一社）日本配置販売業協会（代表・右近 保）は連名で厚労省へ要望書を5月中に提出する。下記がその内容案である。

謹啓

平素から配置販売業の振興発展について、ご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども2団体は平成21年3月31日付貴省貴局総務課長通知を真摯に受け止め、21年度以降毎年継続的に既存配置販売業者に課せられた一定水準研修を実施しております。

配置販売業者及び団体ごとに研修を実施しておりますが、その実施体制・実施方法は統一されておらず、各業者・団体ごとに内容の不備と格差があるのが実態です。

又、都道府県によって管理監督業務において統一性がなく、ある県では研修の修了証を身分証明書及び販売許可証更新手続きの必須添付条件としておりますが、そうでない都道府県もあります。

通知発布移行、8年という永い年月が経過し、その研修自体が陳腐化、形骸化しているとも、他業団体から指摘もされております。

さらに、地域包括ケア、セルフメディケーション税制の導入などの観点から、既に登録販売者研修については、再度の通知が発布されております。

私ども配置販売業者もセルフメディケーションの担い手として今後とも医薬品販売を配置販売業として継続的に行っていくべく、この機会に是非とも当該通知を見直し、発布して頂きたい、以下の通りご要望申し上げます。

尚、当協会は既存配置販売業者の団体ですが、既存配置業者に対して新配置販売業への移行を妨げる意図はなく、配置販売業制度の新たな法的確立を模索しております。

謹白



置き薬講習の薬害被害者講習の間宮氏
う

（29年6月3日高崎市総合福祉センター）

明記して頂きたい。

5. 一定水準研修の毎年の履修を義務化させるため、その修了証の提出を身分証明書更新（2年毎）時、或いは販売業許可更新時（6年毎）に必ず求めること。また上記1～4が遵守されているかの管理、監督、審査を都道府県薬務主管課にご指導願いたい。
6. 登録販売者講習と同様に薬務主管課に対し、貴省への事後報告義務を課して頂きたい。
7. 行政の関与については、従来講習の一部とし組み入れないとされているが、通知として明記して頂きたい。
8. 透明性の観点より特定団体に加入せずとも研修を受講出来る体制にすべく、徹底して頂きたい。

本件に関するお問合せ先

日本置き薬協会 事務局

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6 内外救急薬品内
TEL 080-5514-7511（有馬） fax 048-251-9657